

堺市監査委員公表第29号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年5月27日

堺市監査委員	三	宅	達	也
同	田	渕	和	夫
同	藤	坂	正	則
同	播	磨	政	明

監査結果に基づく措置通知書

<p>監査の種類</p>	<p>公の施設の指定管理者監査 (堺市立美原総合スポーツセンター)</p>	
<p>監査実施期間</p>	<p>令和3年11月1日 ~ 令和4年3月30日</p>	
<p>措置を講じた部局等</p>	<p>文化観光局 スポーツ部 スポーツ施設課 指定管理者：コナミスポーツ・近鉄ファシリティーズグループ</p>	
<p>指摘事項等</p>	<p>措置内容</p>	<p>所管部課等</p>
<p>3 事業報告書等について (1) 指定管理者が基本協定書に基づき作成した事業報告書の収支状況において、消費税等込金額を計上すべきところ、消費税等抜金額を計上したことなどにより利用料金の施設利用料に誤りがあった。</p>	<p>報告書作成時に、証憑から誤って転記したため金額相違となり、照合もできていませんでした。今回の御指摘を受け、事業報告書を修正し、令和4年2月2日に市へ提出しました。</p> <p>今後は、手作業で集計作業を行うのではなく、業務責任者がデータ上で集計作業を行い、その後、責任者代行者が作成データと資料の確認を行います。</p> <p>確認後、指定管理者社内回議ルートに則り、資料の承認を行い、報告するよう改善を図ります。</p> <p>今回の御指摘を受け、速やかに事業報告書の修正を指示し、令和4年2月2日に受理しました。</p> <p>また、今回の転記ミス等が発生した要因を改めて分析し事務手順を見直すとともに、今後は事業報告書の収支について、適切に報告するよう改</p>	<p>指定管理者</p> <p>スポーツ施設課</p>

<p>4 管理運営について</p> <p>(1) 堺市会計規則において、市の物品取扱員は、備品票を備品に貼付しなければならず、貼付することが適当でない場合は、備品を識別できる措置を講じなければならないとされている。</p> <p>しかし、美原総合スポーツセンターの屋外において、テニス支柱1対及び硬式テニス用ネット1張について備品票が劣化しており、備品番号の記載もないため、市の備品かどうか確認ができない状態であった。</p>	<p>めて指導しました。</p> <p>今回の御指摘を受け、備品票が風雨等により劣化した状況を市に報告し、新しい備品票の貼付けを依頼しました。</p> <p>今後、事務担当者は、年に一度の備品確認の際に、備品一覧表と備品番号との突合、備品票の貼付け状況の確認を行うとともに、劣化等が認められた場合は、速やかに市に報告します。</p> <p>指定管理者からの報告を受け、新しい備品票を貼付けました。</p> <p>今回の御指摘を受け、指定管理者に対し、今後は備品一覧表と備品との確認の際に、備品番号との突合及び備品票の貼付け状況の確認を徹底するとともに、劣化等があれば、速やかに市に報告するよう指導しました。</p>	<p>指定管理者</p> <p>スポーツ施設課</p>
<p>6 経理について</p> <p>(1) 基本協定書において、指定管理者は指定管理業務の収支と自主事業の収支は別に把握するものとするとされている。</p> <p>前回監査（平成29年度）において、施設内に設置している自動販売機及び販売用の清涼飲料水の冷蔵庫に係る電気代を自主事業の費用として計上すべきところ、指定管理業務の費用として計上してい</p>	<p>新たに指定期間が開始された令和元年度以降、実施要領を十分に確認せず、誤った認識により業務を開始したことから、自動販売機及び清涼飲料水の冷蔵庫の電気代について、自主事業の費用として計上せず、指定管理業務の費用として計上していました。</p> <p>今回の御指摘を受け、事業</p>	<p>指定管理者</p>

<p>たことについて指摘し、指定管理者はそれに対し措置を講じていた。</p> <p>しかし、今回の監査においても、指定管理者が自主事業として設置している自動販売機 6 台及び販売用の清涼飲料水の冷蔵庫 1 台について、同様の誤りがあった。</p>	<p>報告書を修正し、令和 4 年 2 月 2 日に市へ提出しました。</p> <p>また、今後、自動販売機及び冷蔵庫の各専用メーターの数値を毎月末、事務担当者が記録し、業務責任者がそれを確認し、四半期ごとにその記録を市に報告し、再発防止を図ります。</p> <p>今回の御指摘を受け、指定管理者に対し、早急に事業報告書を修正するよう指示し、令和 4 年 2 月 2 日受理しました。</p> <p>また、今後は、指定管理者から自動販売機 6 台及び清涼飲料水の冷蔵庫 1 台の電気代について、専用メーターにて計測した使用量の記録を四半期ごとに報告を受けることとし、毎年度の事業報告書提出の際には、自主事業の経費に電気代が計上されているかの確認を行い、再発防止を図ります。</p>	<p>スポーツ施設課</p>
---	--	----------------